

## 令和5年度版 ライフプランマニュアルシート

### 【追 補】

雇用保険の基本手当日額等の上限額等が令和5年8月1日より次のとおり変更されました。

#### ■雇用保険の基本手当日額および賃金日額の変更

##### ②雇用保険から受けられる給付（7頁）

図表③、図表④の下線部が次のように変わりました。

##### 図表③●賃金日額に応じた率（令和5年8月1日～）

賃金日額 年齢	2,746円以上	5,110円以上	11,300円超	12,580円超
	5,110円未満	11,300円以下	12,580円以下	
60歳未満	80%	80%～50%		50%
60～64歳	80%	80%～45%	45%	

\*賃金日額の下限額は 2,746円。

##### 図表④●賃金日額および基本手当日額の上限額（令和5年8月1日～）

年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
～29歳	<u>13,890円</u>	<u>6,945円</u>
30～44歳	<u>15,430円</u>	<u>7,715円</u>
45～59歳	<u>16,980円</u>	<u>8,490円</u>
60～64歳	<u>16,210円</u>	<u>7,294円</u>

\*基本手当日額の下限額は 2,196円。

\*年齢区分は離職の日における年齢。

#### ■雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額の変更

##### ②雇用保険から受けられる給付（7頁）

高年齢雇用継続給付の記述の下線部が次のように変わりました。

その月の賃金が支給限度額（370,452円、令和5年8月1日～）未満であれば、賃金割合に応じて60歳以降の賃金の一定割合（最高15%）が高年齢雇用継続給付として受けられます。

（厚生労働省令和5年7月26日発表資料より）